

7 ニツ井地域局

(1) 総務企画課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区 分	局長	次長	参事	課長補佐	所長	係長	主査	主任	業務員	臨時職員等	計
全 般	1	1	1	1							4
総務管財係							4	2	1	4	11
地域振興係						1	2				3
富根出張所					1						1
計	1	1	1	1	1	1	6	2	1	4	19

※ ニツ井地域局次長が課長事務取扱である。

※ 課長補佐が総務管財係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（総務費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③一者随意契約の理由書の内容
- ④予算執行率30%未満の内容確認
- ⑤支払遅延の状況（4月～10月）
- ⑥契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
冷温水水処理装置等保守点検業務委託	147,000	20. 4. 1 ～ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が2件認められたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・ 委託契約において、業務内容が当該業者にしかできない内容であるかどうかの確認が不十分なまま一者随意契約となっているものが見受けられたので、競争原理に基づき、他に委託できる業者がないか十分に確認をされたい。

(2) 市民福祉課

◇職員配置状況

(単位 人)

区分	課長	所長	事務長	課長補佐	主査	主任	主事	技士	臨時職員等	計
全般	1			3						4
福祉保健係					3	1	1	1	2	8
市民国保係					3		1		1	5
富根診療所		1	1						2	4
計	1	1	1	3	6	1	2	1	5	21

※ 課長補佐のうち1人が福祉保健係長、1人が市民国保係長事務取扱である。

※ 富根診療所長は医師（パート職員）である。

◇監査した主な内容

- ① 調定伝票等の確認
- ② 支出負担行為書（社会福祉費）
- ③ 現金取扱簿の状況
- ④ 一者随意契約の理由書の内容（新規に作成したもの）
- ⑤ 福祉施設実地監査（高丘子ども園）
- ⑥ 契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
松風荘管理人業務委託	2,160,000	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
二ツ井子ども園屋根葺替工事	661,500	20. 7. 11 ~ 20. 8. 12

◇監査の結果

- ・ 松風荘管理人業務委託の契約事務については、使用料の徴収を私人委託しているが財務規則にある「受託者が公金収納にあたって使用する印鑑を定めること」や「身分証明書の交付」などが行われていないので、早急に対応されたい。

(保育所等実地監査について)

- ・ 高丘子ども園の実地監査において、一時保育所利用負担金など現金の取り扱いで、現金取扱員の指定を受けていない職員が取り扱っている例が見受けられたので、現状を十分に把握したうえで、所要の現金取扱員の指定をされたい。

(3) 産業振興課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	主管	課長補佐	係長	主査	主任	主事	臨時職員等	計
全般	1	2						3
農業係				3	1		1	5
農林商工業係			1			1		2
計	1	2	1	3	1	1	1	10

※ ニツ井地域局主管が課長事務取扱である。

※ 課長補佐のうち1人が農業係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②予算執行率30%未満の内容確認
- ③支払遅延の状況（4月～10月）
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
森林整備事業 市有林保育事業間伐業務委託（濁川山国有林）	384,300	20. 7. 1 ～ 20. 7. 31

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
烏野水道水源ポンプ取替工事	191,677	20. 6. 4 ～ 20. 6. 8

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が1件認められたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・ 烏野水道水源ポンプ取替工事の契約事務については、「緊急施行」としているが、一者随意契約理由書の財務規則の条項が誤っている。また、緊急施行であっても予定価格調書は省略出来ないことになっているが省略しているなどの不備が見受けられたので、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 建設課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区 分	課長	参事	課長補佐	主査	主任	主事	技士	臨時職員等	計
全 般	1	1	2						4
建 設 係				2	2		1	5	10
上 下 水 道 係				1		1			2
計	1	1	2	3	2	1	1	5	16

※ 参事が上下水道係長事務取扱である。

※ 課長補佐のうち1人が建設係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（一般会計 道路橋りょう費、浄化槽事業特別会計 全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③一者随意契約の理由書の内容（新規に作成したもの）
- ④契約の状況

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
地方道路交付金事業 中台線側溝修繕工事	3,562,650	20. 8. 5 ~ 20.10.31
浄化槽設置工事（A様宅 7人槽）	913,500	20. 5. 1 ~ 20. 6.30

◇監査の結果

- ・ 浄化槽使用料の調定時期について、滞納繰越分は4月1日、現年繰越分は出納整理期間経過後の6月1日に調定すべきであるが、遅れて調定を起票しているので、遺漏のないよう留意されたい。